

令和 7 年 5 月 22 日
気象庁大気海洋部

配信資料に関するお知らせ

～福島県及び茨城県の一部市町における高潮警報・注意報の
暫定基準適用終了について～
(平成 23 年 7 月 22 日付け配信資料に関するお知らせ関連)

高潮警報・注意報の発表基準について、「平成 23 年(2011 年)東北地方太平洋沖地震」の影響を考慮し、一部の市町では、通常基準より引き下げた暫定基準を適用して運用しているところです。

今般、護岸施設の復旧状況等から、下記の市町では、令和 7 年 5 月 29 日 13 時(日本時間)をもって高潮警報・注意報の暫定基準の適用を終了します。

記

○福島県

南相馬市、浪江町、双葉町、大熊町

○茨城県

大洗町

以上